

お知らせ

◆ 門・塀等をつくる時のご注意

道路とみなさんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より**5センチメートル民地側**となるように設置してください。

このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀など管理のためにも有効です。

◆ 建築行為の許可申請手続きについて

土地区画整理事業が完了（換地処分公告の日）するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理法第76条に基づくさいたま**市長の許可が必要**です。

- ・土地の形質の変更
- ・**建築物**その他の工作物（**ブロック塀、擁壁、カーポート等**）の新築、改築、増築
- ・重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

ご注意！ この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は、許可条件に違反したときは、さいたま市長から**原状回復命令**又は、**移転**もしくは、**除却命令**が出される場合があります。この命令に違反した場合は**処罰**を受ける場合があります。

◆ 仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、協会の窓口で申請をして頂き、原則中2日後の発行となり、手数料は1件1通300円（税込）となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いたします。

◆ 土地・建物の売買をする時は、ご相談を！

特別な制約はございませんが、今後、土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとする時は、組合事務局へ相談の上、行って下さい。

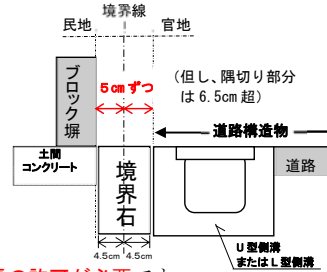
◆ 権利の届出をしてください（定款第65条及び第67条）

土地の売買や相続等で権利関係に変動が生じた際は、組合に届出が必要となります。また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から**※代表者1人を選任**して組合に届け出てください。

※共有者の方については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任しその者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されないと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、よろしくお願いたします。

◆ 民地建柱について

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。



◆ ご不明な点は下記までお問い合わせください◆

お問い合わせ先（組合事務局）

<http://saitama-kukaku.jp/>



〒337-0013

さいたま市見沼区新堤272-1 (旧) 東清掃事務所
一般財団法人 さいたま市土地区画整理協会

管理課 TEL.048-796-4170 (資金管理・換地に関すること)
補償課 TEL.048-796-4171 (建物補償に関すること)
工事課 TEL.048-796-4172 (工事にに関すること)

組合員の皆様へ

令和5年9月

さいたま市大谷口・太田窪土地区画整理組合
理事長 野口 松一



区画整理だより

◆ ごあいさつ

初秋の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症法の位置づけが「5類」に変わりましたが、感染拡大への注意が欠かせない日々が続いております。そのため各会議等においては、引き続きマスク着用等のご協力をお願いいたします。

さて今回の区画整理だよりでは、令和4年度決算及び令和5年度収支補正予算についてご報告させていただきます。

事業を円滑に進めていくためには、みなさまの一層のご理解、ご協力が必要となりますので、重ねてお願いいたします。



◆ 令和4年度事業概要

令和4年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

1. 工事

(1) 工事

- ・区4-24号線外道路築造工事（L=239m）を行いました。
- ・道路等管理工事として、地区内の道路修繕工事等を行いました。

2. 補償

(1) 物件補償

- ・事業により移転が発生する建物（3棟）及び工作物等（5件）の補償等を行いました。

3. 法2条2項事業

(1) 上水道工事

- ・道路築造が完了している場所に配水管布設工事（L=64m）を行いました。

4. 調査設計

(1) 道路詳細設計業務

- ・区画道路等を築造するための設計図書の作成を行いました。

(2) 建物等調査積算業務委託

- ・事業により移転が発生する建物等の補償調査を行いました。

(3) 杭打測量・換地修正外業務委託

- ・事業に必要な杭の埋設及び分筆に伴う換地図書の修正等を行いました。

5. 保留地

(1) 保留地処分

- ・随意契約により付保留地の処分を行いました。

◆令和4年度 事業経過報告

令和4年度の主な会議等

年月日	主要事項
令和4年5月	『区画整理だより』の発行
6月17日	『定期監査』（令和3年度決算）
7月26日	『第1回理事会』 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度さいたま市大谷口・太田窪土地区画整理組合の事業報告、収支決算及び財産目録の承認を求めることについて 保留地の処分方法及び処分価格について
	『第1回総代会』 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度さいたま市大谷口・太田窪土地区画整理組合の事業報告、収支決算及び財産目録の承認を求めることについて 保留地の処分方法及び処分価格について
9月	『区画整理だより』の発行
令和5年2月28日	『第2回理事会』 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度さいたま市大谷口・太田窪土地区画整理組合の収入支出予算
	『第2回総代会』 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度さいたま市大谷口・太田窪土地区画整理組合の収入支出予算

◆令和4年度 収入支出決算について

令和5年7月25日に開催されました総代会において、令和4年度収支決算が承認されました。収入 237,396,826円、支出 208,893,403円 となり、令和5年度へ28,503,423円が繰り越されました。

収入費目	決算額(円)
国庫補助金	115,086,000
さいたま市補助金	87,575,573
保留地処分金	786,040
諸収入	17,875
繰越金	33,931,338
収入合計	237,396,826

支出費目	決算額(円)
工事費	35,754,138
補償費	111,490,661
法2条2項事業費	8,779,073
調査設計費	33,767,412
公債費	2,496,746
事務費	16,605,373
支出合計	208,893,403

◆令和5年度 収支補正予算について

令和5年度の収支補正予算は、収入が国庫補助金を7,800,000円追加し、支出は補償費として7,800,000円を追加しました。その結果、予算総額を収入支出それぞれ167,000,000円から174,800,000円としました。

【収入】

収入費目	補正前の額(円)	補正額(円)	合計(円)
国庫補助金	51,070,000	7,800,000	58,870,000

【支出】

支出費目	補正前の額(円)	補正額(円)	合計(円)
補償費	46,272,000	7,800,000	54,072,000

◆令和4年度工事施工箇所図

凡例	R4
過年度施工箇所	黒色
区4-24号線外道路築造工事	黄色
水道管布設工事	青色

さいたま都市計画事業 大谷口・太田窪土地区画整理事業
令和4年度決算 工事箇所図

